

平成 24 年 3 月 29 日
(変更) 平成 25 年 3 月 5 日

独立行政法人環境再生保全機構平成 24 年度計画

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 31 条の規定に基づき、中期計画を実施するため、機構に係る平成 24 年度の業務運営に関する計画（年度計画）を次のとおり定める。

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

機構の有する能力等の有効活用を図るとともに、適切かつ国民にわかりやすい情報提供に努め、関係者のニーズを的確に把握することにより不断に業務の改善・見直しを進め業務の質の向上を図る。

また、インターネット等を活用し、機構の事業、成果、各種の動向等について、即時性、透明性、双方向性の高い情報発信を行うとともに、アクセシビリティを念頭に置き、機構の提供するサービスの質の向上を目指す。

<公害健康被害補償業務>

1. 汚染負荷量賦課金の徴収

(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

- ① 補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、委託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応することにより、汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率 99%以上を維持する。
- ② 虚偽申告等の不適切な事案を未然に防止し、適正・公正な汚染負荷量賦課金の申告に資するため、必要な人員を確保しつつ、一定規模以上の主要業種の工場・事業場に対して、平成 20 年度実績に比し 50%増の実地調査を実施する。

(2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施

徴収業務に係る委託業務契約（民間競争入札）においては、平成 20 年度実績に比し 7%以上の削減を図る。

(3) 納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上

- ① 委託事業者が主催する申告・納付説明会へ機構職員を派遣し、納付義務者からの相談及び質問事項等に的確に対応するとともに、説明会での意見・要望聴取の結果を、必要に応じて説明資料等に反映させる。

また、納付義務者の利便性を向上するために、汚染負荷量賦課金専用ホームページの充実を図るとともに、必要に応じ汚染負荷量賦課金に係るシステム等の見直しを行う。

- ② 汚染負荷量賦課金の徴収業務が円滑に進むように、委託業務の監督・指導を行うとともに、委託業務担当者研修会を開催して、公害健康被害補償制度及び納付義務者への的確な対応等に関して、より一層の習熟を図る。
- ③ 汚染負荷量賦課金の事務処理の効率化を図るため、申告・納付説明会の会場において、オンライン申請に係る具体的な操作方法等の説明を行うとともに、新年度の準備に入る 1 月にオンライン申請懇話の依頼文書を発送すること等により、オンライン申請の一層の促進を図る。

2. 都道府県等に対する納付金の納付

(1) 納付申請等に係る事務処理の効率化

- ① 納付申請等に係る提出書類の適正な作成方法等を支援するため、必要に応じて補償給付費納付金関係書類作成の手引等の見直しを行い、都道府県等の担当者への周知徹底を図る。
- ② 納付業務システムについて、都道府県等が行う事務処理の効率化を図るため、都道府県等のニーズ等に対応した改良を図る。
- ③ 現地指導は、原則として3年に1回のサイクルで実施する。

また、現地指導の調査結果については、必要に応じて環境省主催及び都道府県等主催の会議の場で報告するなどして、国及び都道府県等へ情報提供を行う。

(2) 納付金のオンライン申請の推進

オンライン申請が維持出来るよう現地指導等を行うことにより周知徹底を図る。

<公害健康被害予防事業>

1. 収入の安定的な確保と事業の重点化

(1) 収入の安定的な確保

公害健康被害予防基金の運用については、運用方針に基づき安全で有利な運用に努める。

自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用及び前中期目標期間より繰り越された積立金の取り崩しにより、収入の安定的な確保を図る。

(2) 事業の重点化・効率化

地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化し、効率化を図る。

2. ニーズの把握と事業内容の改善

効果的かつ効率的に業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを的確に把握し、その結果を事業内容に反映させることにより事業の改善を図る。

また、健康相談、健康診査及び機能訓練事業の事業実施効果の測定・把握のための事業対象者に対する調査を継続的に実施し、専門家による評価・分析を踏まえた事業内容の改善を検討する。

さらに、環境省が平成23年5月に公表した「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査（そらプロジェクト）」の取りまとめ結果を踏まえ、引き続き、より効果的な事業の実施に取り組む。

3. 調査研究

(1) 環境保健分野に係る調査研究については、平成23年度より開始した1課題の研究を継続するほか、平成24年度より開始する調査研究課題について、公募により実施する。

また、大気環境の改善分野に係る調査研究については、継続1課題の研究を実施するほか、平成24年度より開始する調査研究1課題を公募により実施する。

なお、公募の実施に当たっては、ホームページ等を活用して広範な周知を図る。

また、課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から60日以内に決定する。

(2) 各調査研究課題の外部有識者による評価として、年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。また、その評価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容（研究資源の配分、研究計画（中止を含む。））に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。

また、研究成果については、研究発表会等で公表するほか、機構のホームページ上で広く公開する。

4. 知識の普及及び情報提供の実施

(1) 地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復及び地域の大気環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成、ぜん息専門医等による講演会の開催やぜん息電話相談などの事業を積極的に実施する。

各事業については、それぞれの事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。

また、既存のパンフレット等については、必要に応じて内容の見直しを行っていく。

- (2) ホームページ等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。

5. 研修の実施

地方公共団体が実施する健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術等を理論的・実践的に習得することを目的に、機能訓練研修、保健指導研修(小児・成人)及び環境改善研修を実施する。

また、研修ニーズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成(講座内容、講師)等に反映させることにより、有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。

6. 助成事業

- (1) 環境保健分野に係る助成事業については、地方公共団体と連絡・調整を図りつつ、健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業等地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる事業に引き続き重点化を図る。

また、事業内容については、関係地方公共団体や地域住民のニーズを的確に把握し、地域住民が参加しやすく、より効果的なぜん息等の発症予防及び健康回復を図るものとする。

なお、健康相談、健康診査及び機能訓練事業の事業実施効果の測定・把握のための事業対象者に対する調査を継続的に実施し、専門家による評価・分析を踏まえた事業内容の改善を検討する。

- (2) 大気環境の改善分野に係る助成事業については、関係地方公共団体等のニーズを反映しつつ、局地的な大気汚染地域の大気汚染の改善につながる事業を実施する。

<地球環境基金業務>

1. 助成事業に係る事項

- (1) 助成先の固定化の回避

一つの事業に対する助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年を超えないこととするを募集要領に明記し厳正に履行する。

また、助成対象の裾野の拡大を図るためこれまで地球環境基金の助成金を受けたことのない団体を対象とした助成を行うとともに、助成金募集に係る説明会を開催する。

- (2) 助成の重点化等

助成対象については、地球温暖化防止、3R(リデュース、リユース、リサイクル)、生物多様性の保全等環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に、また海外の助成対象地域については、開発途上地域のう

ちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化を図る。

また、地球環境基金運営委員会の下に設置した評価専門委員会において事後評価を実施する。

(3) 処理期間の短縮

助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図り、振込日の分割を継続することにより、支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間を4週間以内とする。

(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応

民間団体の代表者等の参加を得た第三者による委員会等により、毎年具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定の上審査を行い、結果を公表する。

助成した事業の成果について評価要領に基づき、事後（終了年次）評価を実施する。

また、平成23年度事後（終了年次）評価の結果を公表するとともに、評価専門委員会の意見を踏まえ助成専門委員会において、募集要領及び審査方針へ反映させる。

(5) 利用者の利便向上を図る措置

① 募集時期の早期化を図るとともに、助成案件の内定及び交付決定通知について、これまでで最も早期に行った平成20年度の水準（内定については4月15日、交付決定については7月2日）を維持する。

② 毎年度の助成金案件募集の際に募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにすること、助成金募集に係る説明会を開催すること等により、助成金交付要望団体や助成先団体への利便性の向上を図る。

③ 助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介すること等により、より広範な情報提供を行う。

2. 振興事業に係る事項

(1) 調査事業、研修事業の重点化

調査事業について、重点施策等国の政策目標に沿った調査研究に取り組むとともに、研修事業として開催する講座等を活用して、民間団体等のニーズ調査を行う。

また、研修事業についても、環境保全に取り組む民間団体の人材育成という観点から効果の高い事業に重点化して実施する。

(2) 研修事業の効果的な実施

研修ニーズを把握し、その内容を研修カリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査を行い、有効回答者のうち80%以上から「有意義であった」との評価を得られなかったものについては、次年度に向けた改善を図る。

3. 地球環境基金の運用等について

地球環境基金に係るホームページや広報誌の充実を図ることなどの広報募金活動を積極的に進めることにより、地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の理解が得られるように努め、基金の更なる積増しを図る。

また、地球環境基金の運用につき、安全かつ有利な運用に努める。

<ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金による助成業務>

本助成金の交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準及びこれに基づく事業の採択、並びに助成対象事業の実施状況等をホームページ等において公表する。

<維持管理積立金の管理業務>

本積立金について、安全性の確保を優先し確実な取戻しを確保しつつ、積立て及び取戻しの状況に応じた適切な運用を図る。

また、本積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を定期的に通知する。

<石綿健康被害救済業務>

1. 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施

(1) 広報の充実

申請者アンケートにより、申請等の契機が、医師及び医療関係者からの助言という回答が多いことを踏まえ、引き続き、医師及び医療機関向けの広報を実施する。

特に、申請にかかる診断書作成などの実績のある医療機関に対しては、制度の変更等について重点的に周知を行う。

制度周知の広報媒体として効果のある新聞広告をはじめとして、地域性や対象者を考慮した多様な広報媒体を用い、きめ細かな制度の周知を行うとともに、今後の広報のあり方についての検討を行う。

また、地域における住民相談会を昨年度に引き続き実施する。

(2) 相談等の充実

各地域で保健所説明会を実施し、担当者の受付相談業務の知識を深め、申請手続きの円滑化及び迅速化を図る。

2. 制度運営の円滑化等

(1) 課題把握のためのアンケート調査の実施

各種アンケートを実施し、その結果を申請手続き、周知広報及び相談業務の改善等に反映させる。

(2) 医療関係者の基準・診断についての理解、診断レベルの向上

医療関係者の申請等の手続きに伴う理解や認定業務の迅速化及び正確性向上

のために、石綿関連疾患の確定診断に係る研修会及び関連学会でのセミナーを開催し、あわせて救済制度の認知度向上を図る。

また、石綿小体計測精度管理事業等を実施し、認定業務の迅速化及び正確性の確保を図る。

(3) 調査・データの取りまとめ、情報公開

業務運営に生かすため、関係者のニーズを可能な限り把握するとともに、救済制度の認定・給付の状況について随時及び年次で情報公開する。

3. 認定・支給の適正な実施

(1) 認定等の迅速・正確な実施

① 前年度に引き続き申請段階より医療機関と緊密に連絡を行い、医学的判定に必要な資料の整備に努めることにより、申請・請求から認定・給付までの期間短縮を図る。

特に、療養中の方々からの認定申請について、判定が1回で済むケースのうち60%以上を3ヶ月以内に処理するように努める。

また、環境省からの追加依頼に応じて、医療機関が的確な資料を迅速に提出できるよう、環境省とともに依頼文書の内容の改善について検討を行う。

② 他制度との併給調整を的確に実施するとともに、関係機関とも協議し、併給調整をより円滑かつ着実に行うための仕組みを検討する。特に、平成23年度に厚生労働省が実施した法施行前の中皮腫死亡者への遺族への周知の実施等によって併給調整を要する案件が大幅に増加することが予想されることから、その対応のため、当面の実施可能な仕組みを早急に検討し、実施する。

(2) 迅速かつ適正な支給

認定・給付システムの活用や業務実施マニュアルの随時の見直しなどにより、支給に係る事務処理を迅速かつ適正に行う。

また、認定更新業務は、引き続き申請漏れにより認定更新を受けるべき者がその資格を失うことのないよう適切に実施する。

4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築

認定・給付システムを確実に運用・保守し、情報セキュリティを確保するとともに、認定等の業務を安定的に実施できる環境を保持する。また、システム運用上の改善点等を検討、整理し、さらなる業務の効率化を図る。

引き続き、部内職員全員に個人情報保護及び情報セキュリティの研修を行い、これらのルール遵守を確保する。

5. 救済給付費用の徴収

特別事業主からの特別拠出金の徴収業務を行う。

6. 救済制度の見直しへの対応

救済制度の適切な実施

中央環境審議会の石綿健康被害救済制度の在り方について（二次答申）の指摘事項に対して、環境省、必要に応じて厚生労働省とも連携のうえ、対応する。

また、救済制度のより円滑な運営のため、関係機関と意見交換を行うとともに、制度改正等について、必要な提言・要望を行う。

II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 組織運営

環境政策の実施機関として機構が担う業務を着実に実施するとともに環境問題の動向に迅速かつ適切に対応しうるような組織体制を構築するため、組織編成、人員配置、人事評価制度、職員研修等の業務運営体制について、継続的に見直しを行う。

(1) 組織体制及び人員の合理化

管理部門（総務部・経理部）については、一層の事務処理の効率化を図る。事業部門については、業務の進捗状況に応じた組織編成、人員配置を行い、効率的な業務体制を構築する。

具体的な合理化目標の計画については、「VII2. 職員の人事に関する計画」において明示する。

(2) 内部統制の強化

コンプライアンス・マニュアルを活用し、職員に対するコンプライアンスに関する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、内部統制の強化を図る。

コンプライアンス推進委員会において、定期的に法令等の遵守及び業務の適正な執行等の内部統制状況に関する確認等を行うとともに、監事による内部統制の評価を行う。

(3) 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号。以下「石綿健康被害救済法」という。）に規定されている政府の見直しに併せ、石綿健康被害救済部を中心に必要に応じて組織の見直しを行う。

2. 業務運営の効率化

(1) 業務運営の効率化

外部有識者からなる委員会を活用しその意見を業務運営に反映させる。

(2) 外部委託の推進

サービスの低下を招かず、経費削減につながると考えられる業務については、引き続き外部機関を活用する。

(3) 経費の効率化・削減

一般管理費、業務経費及び人件費について、業務運営の効率化を進め、以下

の効率化・削減を図る。

① 一般管理費

一般管理費（人件費を除く。）について、中期計画の削減目標（15%）を達成すべく所要の削減を見込んだ平成 24 年度予算を作成し、効率的執行に努める。

② 業務経費

公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務、のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、中期計画の削減目標（5%）を達成すべく所要の削減を見込んだ平成 24 年度予算を作成し、効率的執行に努める。

③ 人件費

人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）等に基づく取組を実施する。

また、機構の給与水準について検証を行い、給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

(4) 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、入札及び契約手続きにおける透明性の確保、公正な競争の確保等の徹底を図る。

① 引き続き、「随意契約等見直し計画」（平成 22 年 4 月策定）に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、原則として競争（企画競争・公募を含む。）に付する。また、一者応札等の改善に取り組み、競争性の確保に努める。

② 企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性の確保を図る観点から、その理由等について経理部で審査を実施するほか、業者の選定に当たっては、契約担当部以外の者を審査に加えることとする。

③ 監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。

3. 業務における環境配慮

業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、以下の取組を推進する。

(1) 平成 23 年度の事業活動に係る環境配慮等の状況に関し、環境報告書を作成し、公表する。

(2) 温室効果ガスについては、機構の温室効果ガス排出抑制等のため実行すべき措

置についての実施計画（平成 20 年 1 月 8 日）に基づき、平成 22～24 年度において平成 18 年度比 3%削減の達成に向け取り組む。

（参考）

平成 18 年度温室効果ガス量 82,890 kg-CO₂

平成 18 年度比 3%削減量 80,403 kg-CO₂

Ⅲ. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算 別紙のとおり
2. 収支計画 別紙のとおり
3. 資金計画 別紙のとおり
4. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理

破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権（以下「正常債権以外の債権」という）を本中期計画期間中に 300 億円以下に圧縮するために、

- ① 約定弁済先の管理強化
- ② 返済促進
- ③ 厳正な法的処理
- ④ 迅速な償却処理

に積極的に取り組む。

特に、昨今の経済情勢の変化に鑑み、①の約定弁済先の管理強化にあたっては、これまで約定どおりの弁済を行ってきた債務者についても、その経営状況に目を配り、延滞発生 of 未然防止に努めるとともに、万一、延滞が発生した際は、速やかに原因究明を行い、延滞の解消を図る。

また、②の返済促進にあたっては、延滞となっている債権であっても、返済確実性があると認められる債務者については、債務者との交渉を通じて、完済に向けた弁済方法について、改めて期限の利益を再付与し、約定化することにより、延滞の早期解消を図る。

さらに、平成 24 年度期首と期末の債権を比較し、正常債権以外の債権の債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示することにより、機構の正常債権以外の債権への取り組み状況及び正常債権から正常債権以外の債権への期中の変動状況を明らかにする。

返済確実性が見込めない債権は、原則、サービサー委託とし、平成 24 年度も業務運営の効率性の範囲内で正常債権以外の債権を新たに委託するよう引き続き努め、本中期計画期間内での早期目標達成を目指す。

また、民事再生計画等に基づき通常弁済を行っている債権や、破産手続等が終結し、今後の回収が見込めない債権等、効率性の観点から委託の必要のない債権については、委託を解除し機構の直轄とする。

機構の債権管理回収業務を自律的かつ効率的に運営する上で、サービサーに対する機構の管理監督機能をより充実させ、回収強化を図る。

上記の処理に加え、経費削減、債券発行による資金調達及び回収努力等の最大限の自助努力を行うことを前提として、承継業務に係る元本債権の貸倒引当金相当額等の補てんに必要な補助金が、14億7百万円交付されることを予定している。

IV. 短期借入金の限度額

平成 24 年度において、一時的な資金不足等が発生した場合、その対応のための短期借入金の限度額は、単年度 18,600 百万円とする。

V. 重要な財産の処分等に関する計画

戸塚宿舎の国庫納付に向けた準備を進め早期の国庫納付を目指す。

VI. 剰余金の使途

なし

VII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

なし

2. 職員の人事に関する計画

- (1) 管理部門と事業管理部の縮減等を図るため、事業管理部の常勤職員数 1 名の削減を図る。
- (2) 質の高いサービスの提供を行うことができるように、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を図るため、職員研修計画に基づく各種研修を実施する。
- (3) 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。
- (4) 人員に関する指標
 - ・ 期初の常勤職員数 143 人
 - ・ 平成 24 年度中に 1 人削減

3. 積立金の処分に関する事項

前中期目標期間より繰り越した積立金については、公害健康被害予防事業の財源及び前中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却等に充てることとする。

4. その他当該中期目標を達成するために必要な事項

なし